

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3139号)

令和6年12月5日

横情審答申第3139号

令和6年12月5日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年5月6日市市情第237号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度、令和3年度 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、兼務届、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度、令和3年度 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、兼務届、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年度、令和3年度 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、兼務届、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 住民票、住居届及び通勤届

旧条例において、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の住所地は要件とはされていない。また、審査会の委員に報酬は支払っているが、交通費は支給していない。

したがって、審査会の委員に対し、住民票、住居届及び通勤届の提出を求めているため、取得しておらず、保有していない。

(2) 旧姓利用者の場合の届出書及び兼務届

審査会の委員に対して、旧姓使用しているか否か、兼務しているか否かにかかわらず、横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成17年7月19日総人第10007

号。以下「要綱」という。)の届出書及び兼務届の提出を求めているため、取得しておらず、保有していない。

(3) 認定基準に係る本人の事情等の提出書類

審査会の委員に対して、当該文書の提出を求めているため、取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 住民票、住居届、通勤届の届出の提出を求めているとのことである。その場合、公務災害補償等の受給において、「横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（昭和42年12月横浜市条例46号）が適用されないおそれがある。
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に基づいても、これらの書面が必要である。従って、書面を収受していると思料される。
- (4) 債権放棄をしているのであれば、それを証する書面の開示を求める。
- (5) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により処分を取り消し、旧条例第19条第1項第2号の規定を考慮し、関係する文書の存在を確認し、見つけしだい、全部開示するべきである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 審査会の委員について

審査会は、開示決定等に対する審査請求についての諮問に応じて調査審議等する市長の附属機関である。その委員の任期は2年であり、身分は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度に委嘱者が提出する住民票、

住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の要綱の届出書、兼務届及び認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む文書である。

なお、審査請求人の開示請求書には、「委嘱者が提出する」と記載されているが、本件審査請求文書は被委嘱者である審査会の委員が提出したものを指すと解されるため、この理解を前提に判断する。

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 住民票、住居届及び通勤届

審査会の委員の要件として住所は要求されておらず、交通費も支給していない。

また、通勤届を提出しなければならない職員は一般職の地方公務員なので、特別職の地方公務員である審査会の委員は、通勤届の提出の義務はない。

したがって、審査会の委員の住所、住居の所在及び通勤経路を把握する必要はなく、住民票、住居届及び通勤届に関する文書の提出を求める必要もないので、取得しておらず、保有していない。

(イ) 旧姓利用者の届出書

要綱は、戸籍上の氏以外の氏を日頃職場で使用する場合の手続について定めたもので（要綱第1条）、一般職の地方公務員を対象にしたものであるから、特別職の地方公務員である審査会の委員には適用がない。

そのため、特別職の地方公務員である審査会の委員に対しては、旧姓使用しているか否かにかかわらず、旧姓利用の届出書の提出を求める必要はない。

したがって、旧姓利用者の届出書に関する文書は取得しておらず、保有していない。

(ウ) 兼務届

横浜市職員服務規程（平成21年3月横浜市達第3号）第14条は兼職の規定であるが、同規程は、一般職の地方公務員（地方公務員法第4条第1項）の服務について定めたものであり（同規程第1条）、特別職の地方公務員である審査会の委員には適用されず、兼務届の提出を求める必要はない。

したがって、兼務していたとしても、審査会の委員に対して兼務届の提出を求めている。

そのため、兼務届に関する文書は取得しておらず、保有していない。

(エ) 認定基準に係る本人の事情等の提出書類

審査請求人がいう「認定基準」が何を認定するものであるか明らかではないが、審査請求人の開示請求書の記載から「認定基準」の対象を推測すると、審査会の委員の住所、住居の所在、通勤経路、旧姓利用者の場合の本人の事情及び兼務届に係る内容が考えられるが、上記のとおり審査会の委員に、そもそも住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の届出書及び兼務届を提出させていない。

また、仮に「認定基準」の対象を審査会の委員の資格であると解したとしても、そもそも審査会の委員の認定基準というものはなく、審査会の委員に対して、認定基準に係る本人の事情等の提出書類の提出を求める必要がない。

したがって、認定基準に係る本人の事情等の提出書類に関する文書は取得しておらず、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人の労働関係法令に関する主張及びその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求文書に関する実施機関の取扱いにつき、労働者災害補償保険法と関連付けた主張をするが、そもそも同法はいわゆる非現業の官公署の事業には適用されないため、この主張は採用できない。

また、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 5 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 6 月 14 日	・実施機関から反論書を受理
令和 4 年 9 月 1 日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令和 6 年 10 月 8 日 (第35回 第四部会)	・審議
令和 6 年 11 月 7 日 (第36回 第四部会)	・審議